平成２１年（フ）第５００号
川崎市川崎区大島２丁目７番13―302号　スカイヴィレッジ
債務者　西田　貴裕
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５０１号
川崎市川崎区池上新町２丁目９番８号
債務者　中山　健司
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５０７号
川崎市中原区宮内２丁目10番23号
債務者　原　　慶太
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５１２号
川崎市中原区新城１丁目11番３号　日光ビル401
債務者　三ツ井由利子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５１５号
川崎市麻生区東百合丘４丁目26番３号
債務者　渡邊　基行
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５１７号
川崎市幸区南加瀬２丁目21番19号
債務者　鈴木　國義
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５２１号
川崎市麻生区虹ケ丘３丁目１番２―305号
債務者　富桝由美子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５４５号
川崎市多摩区長尾７丁目３番12―201号
債務者　前澤秀行こと　前沢　秀行
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５６９号
神奈川県厚木市みはる野２丁目24番26号
債務者　神崎　五月
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３４７号
新潟県新潟市中央区南笹口２丁目８番29号　マンションまるや105号、前住所新潟県新潟市中央区網川原１丁目２番15号　グリーンミナミ県庁前409号
債務者　曽我　洋子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３２３号
静岡県裾野市佐野1305番地の２　鈴木ハイツ１―D
債務者　工藤　優子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３６６号
静岡県三島市藤代町11番地の11　シティハイムすず202、前住所静岡県伊豆の国市南條1623番地　山田借家
債務者　横山　　清
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３７９号
静岡県伊豆市下白岩351番地の８
債務者　宮崎　一泰
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３９０号
静岡県駿東郡清水町長沢650番地の１　アクシスビルN05101号
債務者　原間　康弘
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１６７１号
愛知県瀬戸市西茨町17番地　加藤ハイツ301
債務者　堀田　正和
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０６４号
名古屋市西区城町355番地　シャルム城町101号
債務者　北村　教子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１９９号
名古屋市熱田区二番２丁目２番２号　サンハイツ渡辺203号
債務者　松本　輝秋
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部